



クラブ合併申請書

地区名： _____

合併によって解散するクラブ

クラブ名 (ローマ字) : _____ クラブ番号: _____

クラブ名 (ローマ字) : _____ クラブ番号: _____

合併後存続するクラブ名 (ローマ字) : _____ クラブ番号: _____

クラブ名変更希望 はい いいえ 新しいクラブ名 _____
(ローマ字)

認証状希望 (25 ドル) はい いいえ

合併証明書希望 (25 ドル) はい いいえ

合併後存続するクラブは、本申請書と一緒に下記の書類を提出しなければなりません。

- 1. 合併するそれぞれのクラブで合併が承認された旨を示す決議文の写し。
- 2. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
- 3. 合併後に存続するクラブの月例会員報告書の写し。それには、合併後解散するクラブの会員が転入会員として報告されていること。
- 4. 国際協会、複合地区、地区に対して未納金を持たないことを示す文書。
- 5. 合併後解散するクラブの認証状は、地区ガバナーに引き渡す。

合併後存続するクラブ役員および地区ガバナーの署名

_____	_____	_____
クラブ会長	会員番号	日付
_____	_____	_____
クラブ幹事	会員番号	日付
_____	_____	_____
地区ガバナー	会員番号	日付

必要事項が記載された必須書類をすべて、下記までご提出ください。

Lions Clubs International
Pacific Asian Department
300 W. 22nd Street
Oak Brook, IL USA 60523

Eメール: pacificasian@lionsclubs.org



二つ以上のライオンズクラブが合併する場合の手続き

二つ以上のライオンズクラブの合併には、以下の手続きが完了していなければなりません。

1. 合併を考慮しているクラブが、合同会議を開いて以下の事項を決定する。
 - a. 合併によりどのクラブが解散するか。
 - b. 存続するクラブの名称を変えるかどうか。変える場合には適切な名称を決める。変更された名称は、地区キャビネットと、ライオンズクラブ国際協会の地区及びクラブ行政部の承認を受けなければならない。
 - c. 存続するクラブの役員および委員会が任期を満了するのか、あるいは合併承認後に新しい役員の選挙が行われるのかどうか。選挙が行われる場合には、選挙の場所及び日時を定め、選挙の結果を地区ガバナーと国際本部に通知する。
 - d. 合併完了後、存続するクラブの理事会会議と定例会議の開催場所および日時を定める決議を採択する。合併したクラブのうち、存続クラブの結成日を合併クラブの結成日とする決議を採択する。
2. 合併を考慮している各クラブの一般会員が、合併を支持する旨の決議を採択しなければならない。
3. 合併により解散することに同意するクラブは、合併に先立って、さらに以下の段階を踏まなければならない。
 - a. 未払金をすべて支払う。
 - b. 運営口座と事業口座に残っている資金をすべて、存続するクラブが維持している適切な口座に移す。
 - c. クラブの所有物をすべて、適切な方法で処分する。
 - d. クラブ最後の月例会員報告の際に、存続クラブに転籍する会員の転出処理を行うことにより国際本部に報告する。
 - e. 地区ガバナーに認証状を引き渡す。
4. 存続するクラブは、下記の書類および資料を、国際本部の地区及びクラブ行政部に送る。
 - a. 各クラブが採択した合併承認の決議の写し。
 - b. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
 - c. 合併により解散するクラブからの会員が転入会員として列記された月例会員報告書。
 - d. クラブ合併申請書。
5. 合併したクラブには、要請に応じて合併証明書が発行される。